

新旧対照表（第4章 「累積投資取引約款」）

施行日 2024年1月4日

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第1条 （約款の趣旨） 〽 （現行とおり）</p> <p>第3条 （累積投資契約の申込方法）</p> <p>第4条 （累積投資取引の申込方法） （1） お客様が、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条規定の累積投資契約を締結したうえで、当社所定の方法で申し込むものとします。ただし、当社が累積投資取引の対象としていない投資信託については申込みを行うことはできません。 （2） 累積投資取引のうち「投信るいとう自動積立取引」の申込方法等については、当該取引に係る規定によるものとし、特定累積投資勘定に係る累積投資契約に基づく取引（以下、「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをされる場合には、当社が別に定める「非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</p> <p>第5条 （買付方法・時期および価額） （1） （現行とおり） （2） 前項の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とし所定の購入時手数料等を加えた額といたします。なお、お客様がつみたて投資枠での買付けの申込みをされる場合には、買付および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。 （3） （現行とおり）</p>	<p>第1条 （約款の趣旨） 〽 （省 略）</p> <p>第3条 （累積投資契約の申込方法）</p> <p>第4条 （累積投資取引の申込方法） （1） お客様が、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条規定の累積投資契約を締結したうえで、当社所定の方法で申し込むものとします。ただし、当社が累積投資取引の対象としていない投資信託については申込みを行うことはできません。 （2） 累積投資取引のうち「投信るいとう自動積立取引」の申込方法等については、当該取引に係る規定によるものとします。</p> <p>第5条 （買付方法・時期および価額） （1） （省 略） （2） 前項の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とし所定の購入時手数料等を加えた額といたします。 （3） （省 略）</p>

新旧対照表（第4章 「累積投資取引約款」）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第6条 （累積投資契約に係る投資信託の受管理） 〽 （現行とおり）</p> <p>第7条 収益分配金の再投資</p> <p>第8条 （投資信託の換金または振替） (1) ～ (2) （現行とおり） (3) お客様の振替決済口座で管理されている累積投資契約に係る投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、第11章の規定に従って振替の手続きをするものとします。なお、つみたて投資枠で保有されている投資信託は他の口座管理機関への振替はできません。</p> <p>第9条 （キャッシング（即日引出）） 〽 （現行とおり）</p> <p>第10条 （定期引出）</p> <p>第11条 （解 約） (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ① お客様から解約のお申し出があったとき ② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき ③ 累積投資契約に係る投資信託が償還されたとき ④ 投資信託に関する各種約款に関する契約が解約されたとき (2) ～ (3) （現行とおり）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第6条 （累積投資契約に係る投資信託の受管理） 〽 （省 略）</p> <p>第7条 収益分配金の再投資</p> <p>第8条 （投資信託の換金または振替） (1) ～ (2) （省 略） (3) お客様の振替決済口座で管理されている累積投資契約に係る投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、第11章の規定に従って振替の手続きをするものとします。</p> <p>第9条 （キャッシング（即日引出）） 〽 （省 略）</p> <p>第10条 （定期引出）</p> <p>第11条 （解 約） (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ① お客様から解約のお申し出があったとき ② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき ③ 累積投資契約に係る投資信託が償還されたとき (2) ～ (3) （省 略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>